

自立活動だより

No1

文責：自立活動支援
センター

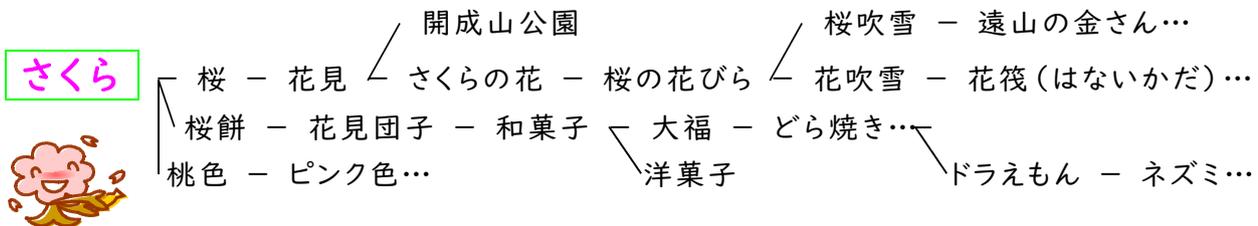
令和6年4月発行



<新しい言葉>

期待と不安が入り交じった新年度がスタートしました。新しい環境には、今まで触れなかった言葉がたくさん眠っています。新しい友だちや先生の名前、教科で学ぶ新しい言葉など、たくさんの言葉があります。新しい言葉に触れるとき、それは言葉を広げる絶好の機会です。新しい言葉に触れながら、連想ゲームのように言葉をつなげていくことが大切です。

例えば



このように「さくら」という言葉一つから、たくさんの言葉が連想されつながっていきます。学年が上がれば、漢字が盛り込まれたり、英語が盛り込まれたりしていくでしょう。

これらのつながる言葉の意味を一つ一つ丁寧に説明しながら伝えていき、生活の中で反復して使い込んでいく中で、言葉が広がります。言い換えれば、「語彙力の拡充」につながっていくと考えています。

ぜひ、ご家庭でも新しい言葉をきっかけにして、言葉の連想ゲームをお楽しみください。

<福祉制度の話>



福祉手帳は、大きく以下の3つに分けられます。

- ① 身体障害者手帳…聴覚障害、視覚障害、肢体不自由など（赤手帳とも呼ばれる。）
- ② 療育手帳…知的障害（青手帳とも呼ばれる。）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳…うつ病、てんかん、発達障害など

本校に在籍している子ども達の多くは、①、②の手帳を保有している場合が多いです。

①の身体障害者手帳は、聴力によって等級が変わりますので、定期的な検診後、聴力に大きな変化があった場合は、等級の変更が必要です。

身体障害者手帳の等級

2級	両耳の聴力レベルが100dB以上のもの
3級	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの
4級	両耳の聴力レベルが80dB以上のもの 両耳の語音明瞭度が50%以下のもの
6級	両耳の聴力レベルが70dB以上のもの 片側耳90dB以上のもの他側耳50dB以上

療育手帳の等級 (知的障がい、知的障がいを伴う発達障がい)

A (最重度・重度)	IQ35 以下 IQ50 以下で視覚、聴覚、肢体不自由等がある場合
B (中度・軽度)	A 以外。IQ36 ~ IQ75

※ 交付の際、次回の判定時期を指定。2年に一度更新の自治体もある。

精神障害者保健福祉手帳 (発達障がい他)

1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※ 2年に一度更新

- 厚生労働省 障害者手帳で検索
- 詳しくは、最寄りの市役所、町村役場の障がい福祉課へご相談ください。



難聴児補聴器購入の助成

※ 制度の有無について自治体に確認が必要。

- ・身障者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成する制度。

[対象]

- ・18歳未満の市内在住者
- ・両耳の聴力レベルが30dB以上で、身障手帳の交付にならないこと。
(30dB以下でも医師が認めれば対象となる地域がある)
- ・対象児の世帯に、当該年度の市民税所得割額が年額46万円以上の方がいないこと。

[助成額]

- 補聴器購入費の2/3の額 (基準額あり)
- 補聴器修理費の1/2の額 (基準額あり)

[申請に必要なもの]

- ・申請書 ・医師意見書 ・見積書(販売店で書いてもらう)

◇以後発行の「自立活動だより」から、様々な福祉サービスについて紹介していきます。

